

令和9年度 学童保育クラブ入会案内



葛飾区教育委員会事務局放課後支援課放課後支援係
(区役所4階401番 子育て支援窓口)

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

電話 代表 03(3695)1111 内線2612

直通 03(5654)7613

FAX 03(5698)1553



▲ 区ホームページ

葛飾区では、保護者の就労・疾病等を理由に、監護が必要な小学生のお子さんを対象に学童保育クラブでお預かりします。学童保育クラブは、公立と社会福祉法人等が運営する私立があります。

●令和9年度4月入会一斉受付について

受付期間	＜1次募集＞令和8年11月6日（金）から12月4日（金）まで ただし、医療的ケアを必要とする場合は、11月13日（金）まで ※ - 公立学童保育クラブの受付時間は、10時から18時までです。 - 私立学童保育クラブは直接お問い合わせください。 - 指定校変更の申立てをする場合も、必ず期間内に申請してください。 <u>締切間際のお昼休み時間、17時以降は大変込み合いますので、余裕をもって提出してください。</u> ※医療的ケアを必要とする場合は、申請前に必ず子育て政策課管理係（電話03-5654-8293）までご連絡ください。事前のご連絡がない場合は、受け入れ体制が整わず、入会をお断りする場合があります。また、2次募集では申請できませんので、必ず1次募集受付期間内にご相談ください。 ＜2次募集＞令和9年2月3日（水）から2月8日（月）まで <u>◎4月入会において、1次募集の後に空きがあるクラブは、2次募集を行います。</u> - 公立学童保育クラブの受付時間は、10時から18時までです。 - 私立学童保育クラブは直接お問い合わせください。 （2次募集の空き状況は2月上旬頃、区ホームページでお知らせします。）
受付場所	第1 希望の学童保育クラブの窓口へ保護者の方が直接、提出書類をすべてそろえて提出してください（郵送不可）。 複数の学童保育クラブへ入会申請書を提出することはできません。
申請書 配布場所	- 各学童保育クラブ（公立・私立）、各児童館、子ども未来プラザ - 区役所4階401番 子育て支援窓口 - 区ホームページからもダウンロードできます。
提出書類	入会申請書に勤務証明書等の書類をすべてそろえてから申請してください。 <u>◎保育園用の就労証明書では受付できません。学童用の書式をご使用ください。</u> ＊締切後は一切受付できません＊ 提出書類がそろわない、または不備がある場合も受付できませんのでご注意ください。
入会選考 結果通知	＜1次募集＞2月上旬頃に入会承認通知書または入会不承認通知書を送付します。 ＜2次募集＞3月上旬頃に入会承認通知書または入会不承認通知書を送付します。 公立学童保育クラブの入会承認後に入会申請を取下げる場合は、入会申請取下届を当該クラブに必ず入会前に提出してください（郵送不可）。 私立学童保育クラブは直接お問い合わせください。 ＊入会不承認となった場合は、希望により待機ができます＊

●令和9年度夏季一時学童保育（私立）入会受付について

私立学童保育クラブ

令和9年度夏季一時学童保育（私立）の実施クラブ（別紙「学童保育クラブ一覧」の★印のクラブ）では、クラブごと（運営法人ごと）に『夏季一時学童保育のご案内』を配布しております。夏季一時学童保育の入会要件・料金・ルール等をよくご確認の上、★印のクラブの夏季一時入会を希望する場合は、以下の要領で申請してください。

受付期間	令和8年11月6日（金）から12月4日（金）まで ◎締切後は、原則、受付をしておりませんが、空き状況により受付可能な場合があります。 受付期間以降は、直接クラブにお問い合わせください。 ◎通年入会（4月入会・随時入会）と夏季一時入会の両方に申請することはできません。
提出書類	通年入会（4月入会・随時入会）と共通の様式です。
入会選考結果通知	2月上旬頃に入会承認通知書または入会不承認通知書を送付します。 ◎私立学童保育クラブにより異なる場合があります。詳しくは各クラブにお問い合わせください。 * 入会不承認となった場合は、希望により待機ができます。 * ◎夏季一時入会の不承認となった方で、通年入会の要件を満たす方は、夏季一時入会の待機を希望しない場合、または夏季一時入会の申請を取り下げた場合は、4月入会の2次募集に申請することができます。

公立学童保育クラブ

公立の一時学童保育（令和9年度夏季・冬季・春季・緊急一時）の実施クラブ、入会受付については、別途、令和9年5月下旬頃に広報かつしか、区ホームページで公表予定です。緊急一時学童保育の利用については放課後支援係（電話03-5654-7613）に直接お問い合わせください。

●令和9年度随時入会受付について

5月以降、受入可能人数に余裕がある学童保育クラブについては、随時入会の受入を行います。

公立学童保育クラブ

入会日は毎月1日で、月途中の入会はいりません。入会受付は、令和9年4月1日から開始します。

募集人数については、原則として毎月1日に区ホームページでお知らせします。
 なお、8月の募集はありません。

申込締切日	入会希望月の前月10日まで （受付場所、受付時間は4月入会と同様。） ただし、10日が土・日曜日、祝日の場合には、その直前の開庁日までに申請してください。 提出書類がそろわない、または不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。 ※医療的ケアを必要とする場合は、看護師の配置等の準備が必要なため、入所まで数か月かかります。申請前に必ず子育て政策課管理係（電話03-5654-8293）までご連絡ください。
入会選考結果通知	初回申請月のみ、入会承認通知書または入会不承認通知書を送付します。 （通知書送付前に放課後支援課から入会の意思確認の連絡をする場合があります。） * 入会不承認となった場合は、希望により待機ができます。 *

私立学童保育クラブ

学童保育クラブごとに異なります。申請締切日、入会日、募集人数等は直接クラブへお問い合わせください。

以下、通年入会（4月入会・随時入会）のご案内です。

1 入会の要件

葛飾区に住所がある小学生のお子さんと、次に該当する場合に入会できます。

（１）保護者の就労・疾病等により、概ね週３日以上（日曜日を除く）、放課後（午後２時以降）監護が必要な場合

（２）その他、監護が必要な場合

- ・保護者が求職中（採用内定は除く）の場合は対象になりません。
- ・入会中に保護者の自己都合により、入会要件から外れる事由（退職等）が発生した場合は事由発生月の末日に退会となります。
- ・育児休業取得中の場合は、復職月から入会できます（復職を証明する書類が必要）。

例えば、育児休業取得中に令和９年度４月入会一斉受付期間に申請いただく場合、令和９年４月中に復職する（予定も含む）方のみが申請できますが、入会が承認されても、令和９年４月中に復職しない場合は、退会していただかなければなりませんので、復職時期についてはご注意ください。

- ・出産を理由とした入会を希望する場合は公立学童保育クラブの緊急一時学童保育に申請してください。

2 提出書類（提出書類確認表を参照）

（１）必ず提出していただくもの

①入会申請書

- ・申請書は公立・私立とも同じです。希望学童保育クラブ名欄は、可能な限り第２希望までご記入ください。

②監護が必要な状況を証明するもの

- ・保護者（父母（事実婚を含む）、父母がいない場合は父母に代わる方）の分が必要です。単身赴任の場合も提出してください。

保護者の状況		必要な書類	
就労	外勤 （常勤・パート等）	「勤務（採用内定）証明書」 ※勤務先による記入が必要	◎葛飾区作成の学童用の書式のもの。 ◎勤務形態（曜日・時間帯）が固定でない場合や、勤務証明書のみで勤務時間・勤務日数が確認できない場合は、 <u>シフト表・タイムカード</u> 等を添付。
	自営業	「就労状況申告書＜自営用＞」 ※経営主による記入が必要	
就労以外	疾病・心身障害等	①「申立書」 ②保護者の診断書又は各種手帳の写し ※診断書には、日中、子どもの監護に当たることができない旨が記載されていること	
	介護・看護	①「申立書」 ②介護・看護を必要とする方の診断書又は各種手帳の写し ※診断書には、介護又は看護が必要である旨が記載されていること	
	通学・通所	①「申立書」 ②在学証明書 ③時間割表等の写し	

（２）状況に応じて提出いただくもの ※①②は選考基準指数に加算されます。

世帯の状況	必要な書類
①ひとり親世帯	ひとり親医療証・児童扶養手当証書・児童育成手当認定通知書の写しのいずれか１つ （上記の給付を受けていない場合は）世帯全員で続柄の記載のある住民票の写しと世帯状況確認書 ＊入会申請書の家族構成欄に記載された方全員の住民票の写しが必要
②心身に障害等のあるお子さん	愛の手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳 児童通所サービス受給者証（有効期限内） 特別支援学校（学級）の在学証明書又は就学証明書 診断書の写しのいずれか１つ
③医療的ケアを必要とするお子さん	「医療的ケア実施申請書」及び「医療的ケアの実施に係る指示書（※提出が間に合わない場合は要相談）」

上記提出書類をすべてそろえてから、申請締切日までに第１希望の学童保育クラブへ申請してください。

申請日から入会までに３か月以上経過しているときは、入会時に勤務証明書等の再提出をお願いする場合があります。

3 心身に障害等のあるお子さん

(1) 対象となる児童

区内在住で入会の要件があるお子さんのうち、集団生活に支障がなく、指導員と意思疎通ができ、自力または保護者等の援助で通所が可能な方で、次のいずれかに該当する場合

- ①愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、児童通所サービス受給者証の交付を受けている。
- ②特別支援学校、特別支援学級に入学及び在籍している。
- ③心身の発達に気になる点等があり医師の診断により特別な配慮が必要である（診断書がある）。

(2) 入会について

- ・お子さんを安全にお預かりするために、障害・疾病の程度や保育方法、クラブの状況等を総合的に考慮し、必要に応じて面談を行ったうえで入会を決定します。
- ・事前に、通学・通園中の施設や、過去に通学・通園していた施設へ職員が訪問し、お子さんの日頃の活動状況を確認させていただくことがあります。訪問の際は、施設と日程を調整したうえで伺います。
- ・医師による診断を受けているお子さんについては、初回申請時のみ診断書等の提出が必要となります。
- ・定員や設備状況等により、他の学童保育クラブへの案内や入会をお待ちいただく場合があります。

4 医療的ケアを必要とするお子さん

(1) 対象となる児童

区内在住で入会の要件があるお子さんのうち、日常的に医療的ケアが必要な場合

対応可能な医療的ケアの内容については、子育て政策課管理係（電話03-5654-8293）までお問い合わせください。

(2) 入会について

- ・令和9年度は、**公立学童保育クラブ**での受け入れを予定しています。
- ・必要な医療的ケアの内容や実施体制等により、受け入れできない場合がありますので、事前に必ず子育て政策課管理係（電話03-5654-8293）までご相談ください。

5 食物アレルギーのあるお子さん

- ・公立学童保育クラブでは、医師により食物アレルギーと診断され、食事等に配慮が必要なお子さんについては、安全管理上の観点から、おやつ・飲み物・弁当をご家庭でご用意いただきます。
- ・私立学童保育クラブにおける対応は、各クラブにより異なります。詳しくは、入会を希望するクラブへ直接お問い合わせください。

6 選考方法

『学童保育クラブ入会選考基準指数』及び『調整指数』（6ページ）に基づき、**放課後の監護の必要性の高い1年生及び障害のあるお子さんから順に**、希望の学童保育クラブについて受入可能人数の範囲内で入会を決定します。

指数が同点の場合は、希望学童保育クラブの順位の高い世帯を優先し、次に以下の項目を総合的に判断し入会を決定します。

- ・新規申請と転所申請の場合、新規申請を優先する（ただし、転居等による転所申請を除く）
- ・保護者の帰宅時間が遅い世帯を優先する

＊入会不承認となった場合は、希望により待機ができます。＊

7 入会期間

入会期間は、令和10年3月31日までです。

次年度も入会を希望する場合は、改めて申請が必要となります。

なお、入会の決定後に各学童保育クラブにて説明会等を実施する場合があります。

8 葛飾区へ転入を予定されている方へ

学童保育クラブは、葛飾区にお住まいでない方は利用できません。

ただし、入会日までに転入を予定している場合は入会申請をすることができますので、締切日までに必要な書類をそろえて申請してください。その際、提出書類（P3）のほかに、『住宅の売買契約書の写し』又は『賃貸契約書の写し』等、葛飾区への転入時期、転入先住所のわかるものを必ず添付してください。

入会日までに転入できない場合や、入会后区外へ転出し転校した場合は、葛飾区の学童保育クラブへ通うことはできません。

9 使用料

月額 4,000円（在籍中は、利用がない月でも料金がかかります）

＊使用料とは別に、間食費・教材費として月額3,000円程度の負担があります。

- ・18時以降も利用する場合は、別途、延長利用料が必要です。
延長保育は私立学童保育クラブのみで実施しており、実施時間や金額は学童保育クラブによって異なります。詳しくは、ご希望の学童保育クラブへお問い合わせください。
- ・同一世帯において学童保育クラブ使用料や保育施設保育料に6か月以上の滞納があると（納付誓約のとおり履行している場合を除く）入会が保留になる場合があります。
- ・公立学童保育クラブ使用料の支払方法は、原則として口座振替となります（毎月末の引落し）。
入会の承認通知送付の際、葛飾区口座振替（自動払込）の案内を同封しますので、入会の前月中に手続きを完了してください。口座振替開始の通知が届くまでは、納付書による支払いをお願いします。
- ・私立学童保育クラブは直接お問い合わせください。

10 使用料の減額・免除、間食費の助成

下表のア～エに該当する世帯は、入会后、別途申請により入会中の費用を減額・免除・助成します。

＊減額・免除・助成の承認期間は、申請内容により異なります。遡って減額・免除・助成を適用できない場合もありますので、入会後はすみやかに提出してください。

世帯状況		使用料（延長使用料は対象外）	間食費（おやつ代）
ア	生活保護受給世帯	全額免除	月額2,000円の助成
イ	令和8年度住民税非課税世帯		
ウ	令和8年度住民税均等割のみ課税世帯	半額に減額 （負担が月額2,000円になります。）	助成なし （全額負担していただきます。）
エ	兄弟姉妹で入会の世帯 （一番年齢の低い児童を除く他の児童が対象）		

11 指導時間

		公立学童保育クラブ	私立学童保育クラブ
開所日		月曜日～土曜日	月曜日～土曜日
閉所日		日曜日・祝日・年末年始	日曜日・祝日・年末年始
指導時間	授業のある日	下校時～18:00	下校時～18:00 ※一部例外あり。各クラブへ直接お問い合わせください。
	学校休業日	8:30～18:00	8:30～18:00 ※一部例外あり。各クラブへ直接お問い合わせください。
	（延長時間）	—	すべての学童保育クラブで実施 ※時間は各クラブへ直接お問い合わせください。

◎児童の下校時刻より先に保護者が帰宅している場合は、学童保育クラブを利用できません。

◎保護者のどちらか一方が休みの場合は、監護が必要な日には該当しません。

◎保護者双方ともに勤務等がある場合に学童保育クラブの利用ができます。

＜別表1＞ 学童保育クラブ入会選考基準指数

項目	保 護 者 の 状 況				基準指数	提出書類	
	類 型	細 目					
1	居宅外 労 働 (自営の場合を含む)	月20日以上 (週5日以上)	勤務終了後ただちに帰宅した時間が17:00超		10	勤務証明書 又は就労状況 申告書	
			勤務終了後ただちに帰宅した時間が16:00超～17:00まで		8		
			勤務終了後ただちに帰宅した時間が15:00超～16:00まで		6		
			勤務終了後ただちに帰宅した時間が14:00超～15:00まで		4		
		月16日以上 (週4日以上)	勤務終了後ただちに帰宅した時間が17:00超		9		
			勤務終了後ただちに帰宅した時間が16:00超～17:00まで		7		
			勤務終了後ただちに帰宅した時間が15:00超～16:00まで		5		
			勤務終了後ただちに帰宅した時間が14:00超～15:00まで		3		
		月12日以上 (週3日以上)	勤務終了後ただちに帰宅した時間が17:00超		8		
			勤務終了後ただちに帰宅した時間が16:00超～17:00まで		6		
			勤務終了後ただちに帰宅した時間が15:00超～16:00まで		4		
			勤務終了後ただちに帰宅した時間が14:00超～15:00まで		2		
		不規則勤務	不規則勤務で週40時間以上(夜間勤務等を含む)		10		
			不規則勤務で週30時間以上40時間未満(夜間勤務等を含む)		7		
			不規則勤務で週20時間以上30時間未満(夜間勤務等を含む)		5		
	居宅内 労 働	自営 (自宅と事業所が同一家で、常時事務所勤務の場合)	就業時間が17:00超		8		
			就業時間が16:00超～17:00まで		6		
			就業時間が15:00超～16:00まで		4		
			就業時間が14:00超～15:00まで		2		
2	介護 看護	居宅外 (病院・施設等)	常時付添いが必要であるとき		8	申立書及び 診断書等の写し 各種手帳の写し	
			上記以外で、医師の指示により付添いが必要であるとき		5		
		在 宅 (同居・別居含む)	要介護認定3～5、身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度に該当する程度であるとき		8		
			要介護認定1～2、身体障害者手帳3級、愛の手帳3～4度に該当する程度であるとき		6		
			上記に掲げる程度に該当しない場合		2		
			3	就学 技能修得	保護者が就学・技能修得等のため外出を常態としている場合		
4	疾病 心身障害	疾病	居宅内 療養	おおむね2ヶ月以上入院(又は予定)の常態にある場合		10	申立書及び 診断書等の写し 各種手帳の写し
				(ア)絶対安静、精神障害者保健福祉手帳1～3級程度		10	
				(イ)上記に掲げる程度に至らないが、精神に障害を有すること又は神経症により、保育に当たることができない状態にあると認められるとき		9	
				(ウ)(ア)又は(イ)に掲げる場合に該当しないが、保育に当たることができないと認められるとき		7	
		心身 障害	身体障害者手帳1・2級、聴覚障害者3級、愛の手帳1～3度に該当する場合		10		
			身体障害者手帳3級、聴覚障害者4級、愛の手帳4度に該当する場合		9		
			その他の心身障害者		7		

- ①保護者のそれぞれについて選考基準指数を求め、合算して当該児童の指数とする。
②保護者が児童の監護にあたれない状況が複数ある場合は、原則として指数の高い状況をとる。
③決定した世帯の指数には、別表2の調整指数を加算することができる。

＜別表2＞ 調整指数

学年調整	小学校1年生	+10
	小学校2年生	+8
	小学校3年生	+6
	小学校4年生	+4
	小学校5年生	+2
	小学校6年生	0
障害児調整		+10
ひとり親調整		+14

ひとり親調整については、ひとり親であることがわかる書類の提出が必要となる。 } 提出書類についてはP3「2提出書類(2)状況に応じて
障害児調整については、障害児であることがわかる書類の提出が必要となる。 } 提出いただくもの」に記載。
障害児については学年による加算調整はしない。

●学童保育クラブ一覧（公立／20クラブ・私立／76クラブ）

（令和8年10月1日現在）

＜★印のクラブについて＞
通年入会（4月入会・随時入会）のほか、夏季一時入会も受付しているクラブです。（※通年入会と夏季一時入会の両方に申請することはできません。）夏季一時入会を希望する場合は、令和8年11月6日（金）～12月4日（金）の受付期間内に申請してください。受付期間以降は、原則、受付をしておりませんが、空き状況により夏季一時入会の受付ができる場合があります。直接クラブにお問い合わせください。

＜公立クラブについて＞
公立の一時学童保育（令和9年度夏季・冬季・春季・緊急一時）の実施クラブ、入会受付については、別途、令和9年5月下旬頃に広報かつしか、ホームページで公表予定です。緊急一時学童保育の利用については放課後支援課（03-5654-7613）に直接お問い合わせください。

地域	クラブ名		夏季一時	所在地	問合せ先
水元	公立	幸田		西水元2-16-10（幸田児童館内）	03-5699-1244
		花の木		南水元3-7-1（花の木児童館内）	03-5699-1298
	私立	幸田みらい		西水元3-24-12（幸田小学校内）	03-3627-3343
		水元（第一・第二）	★	水元4-21-1（水元小学校内）	03-5876-6510
		水元（第三・第四）		水元4-17-14（水元小学校第二校舎内）	
		飯塚（第一・第二・第三）	★	南水元1-13-1（飯塚小学校内）	03-5876-9321
		にいじゅくみらい（第一・第二）		南水元3-2-3（花の木小学校内）	03-3609-0145
		東水元	★	東水元5-38-2（東水元小学校内）	03-3627-3685
金町	公立	東金町		東金町5-22-18（東金町児童館内）	03-5699-1314
		末広		金町5-4-1（末広児童館内）	03-5699-1275
	私立	金町		東金町1-33-15	03-3627-2927
		カナリア		金町6-4-4-2F	03-5876-3188
		東金町小ひよどり		東金町1-33-1（東金町小学校内）	03-3826-5170
		原田小	★	東金町2-16-2（原田小学校内）	03-3826-5325
		半田みらい		東金町5-16-1（半田小学校内）	03-3826-4104
		柴原	★	金町1-10-2	03-3609-6845
		柴原第二		金町1-15-1（柴原小学校内）	03-6231-3091
		つばさ		金町3-43-8（金町小学校第二運動場内）	03-5699-1837
新宿	私立	新宿	★	新宿2-26-2（新宿小学校内）	03-5699-0303
柴又	公立	柴又		柴又2-4-5（柴又児童館内）	03-5699-1257
		新柴又		柴又5-33-8（新柴又児童館内）	03-5694-2982
	私立	北野第一	★	柴又3-10-3（北野小学校内）	03-3609-0140
		北野第二	★	柴又3-10-2（北野小学校内）	03-3609-7940
		東・ひかり		柴又5-12-15（東柴又小学校内） ※R9年3月まで	03-6458-9605
				※令和9年4月から柴又4-30-1（しばまた小学校内）（現在の柴又小学校敷地内で運営）	
		ひかり		柴又6-19-2	03-3672-5462
高砂	公立	高砂		高砂5-6-7（高砂児童館内）	03-3627-6948
	私立	高砂小（第一・第二）	★	高砂3-30-1（高砂小学校内）	03-5612-2381
鎌倉	公立	鎌倉		鎌倉2-6-20（鎌倉児童館内）	03-5694-2292
	私立	鎌倉小		鎌倉4-24-2（鎌倉小学校内）	03-5612-0567
細田	私立	ひまわり	★	細田3-9-26（ひまわり保育園内）	03-3673-7550
		細田小	★	細田3-20-2（細田小学校内）	03-5612-0362
亀有	公立	亀有		亀有1-17-5（亀有児童館内）	03-3604-7756
		中道		西亀有1-2-7（中道児童館内）	03-3604-6561
		西亀有		西亀有4-24-1（西亀有児童館内）	03-5616-1776
	私立	すまいる亀青		亀有1-10-13-105	03-5680-6730
		道上こどもの森（第一・第二）		亀有4-35-1（道上小学校内）	03-3602-9899
		すまいる中之台		亀有5-2-21（中之台小学校内）	03-5849-3089
		葛飾学園西亀有小		西亀有2-42-2（西亀有小学校内）	03-3604-8899
小菅	私立	葛飾学園小菅		小菅3-6-1	03-3604-6359
		葛飾学園西小菅小		小菅1-25-1（西小菅小学校内）	03-6662-7921
白鳥	私立	れいめい白鳥		白鳥3-4-1（白鳥小学校内）	03-6231-2635
		ふたば・第二ふたば		白鳥3-29-16	03-6662-4641

堀切・青戸・立石・宝町・四つ木・奥戸・新小岩地域の学童保育クラブについては、裏面をご参照ください。

申請受付時間・受付日、延長については裏面下表をご参照ください。

※学童保育クラブでの過ごし方のルール、一日の流れ等は、学童保育クラブによって異なりますので、ご了承のうえ申請してください。ご不明な点がある場合は、ご希望の学童保育クラブへお問い合わせください。

●学童保育クラブ一覧（公立／20クラブ・私立／76クラブ）

（令和8年10月1日現在）

＜★印のクラブについて＞
通年入会（4月入会・随時入会）のほか、夏季一時入会も受付しているクラブです。（※通年入会と夏季一時入会の両方に申請することはできません。）夏季一時入会を希望する場合は、令和8年11月6日（金）～12月4日（金）の受付期間内に申請してください。受付期間以降は、原則、受付をしておりませんが、空き状況により夏季一時入会の受付ができる場合があります。直接クラブにお問い合わせください。

＜公立クラブについて＞
公立の一時学童保育（令和9年度夏季・冬季・春季・緊急一時）の実施クラブ、入会受付については、別途、令和9年5月下旬頃に広報かつしか、ホームページで公表予定です。緊急一時学童保育の利用については放課後支援課（電話：5654-7613）に直接お問い合わせください。

地域	クラブ名		夏季一時	所在地	問合せ先
堀切	公立	堀切		堀切1-9-18（堀切児童館内）	03-5698-1706
		東堀切		東堀切2-20-8（東堀切児童館内）	03-3602-6808
	私立	れいめい堀切（第一・第二）		堀切2-42-3（堀切小学校内）	03-5698-6681
		葛飾学園南綾瀬小		堀切6-1-1（南綾瀬小学校内）	03-3602-8842
		葛飾学園東綾瀬小		堀切6-21-1（東綾瀬小学校内）	03-3602-8841
		上千葉みらい（第一・第二）		東堀切3-26-2（上千葉小学校内）	03-3603-3050
青戸	公立	青戸		青戸3-10-5（青戸児童館内）	03-3602-0221
		青戸中央		青戸6-16-12（青戸中央児童館内）	03-3604-6306
	私立	中青戸・中青戸第二・中青戸第三	★	青戸4-24-1（中青戸小学校内）	03-3603-5404
		青戸小・青戸小第二・青戸小第三	★	青戸6-18-1（青戸小学校内）	03-6240-7524
立石	公立	梅田		立石3-26-10（梅田児童館内）	03-5698-1701
	私立	こひつじ川端		東立石1-2-2（川端小学校内）	03-3695-3575
		こひつじ川端第二		東立石1-2-1（川端小学校内）	03-5670-9432
		こひつじ本田		立石1-7-23（本田小学校内）	03-3691-0927
		こひつじ本田第二		立石1-7-23（本田小学校内）	03-5698-0711
		梅田小・梅田小第二	★	立石3-24-2（梅田小学校内）	03-5654-9881
		清和小	★	立石6-1-1（清和小学校第二校庭内）	03-6662-8780
		かつしか風の子	★	立石8-18-7（かつしか風の子保育園内）	03-5698-8451
宝町	公立	宝町		宝町1-5-1（宝町児童館内）	03-5698-1703
	私立	れいめい宝		宝町2-6-19	03-3695-0041
四つ木	私立	こひつじ四つ木		四つ木4-10-12	03-3697-9730
		こひつじ東四つ木		東四つ木1-9-12	03-3697-8127
		こひつじ渋江		東四つ木2-13-1（東四つ木小学校内）	03-3695-6130
奥戸	公立	西奥戸		奥戸1-12-1（西奥戸児童館内）	03-5698-1704
		南奥戸		奥戸2-30-11（南奥戸児童館内）	03-5698-1707
		東奥戸		奥戸4-20-11（東奥戸児童館内）	03-5698-1705
	私立	南奥戸小（第一・第二）	★	奥戸3-6-20（南奥戸小学校第二校庭内）	03-5671-0223
		上小松		奥戸4-1-4（上小松小学校内）	03-3691-8668
		奥戸小	★	奥戸8-20-17（奥戸小学校内）	03-5654-8750
新小岩	私立	るりたつみ		西新小岩2-1-4	03-3696-9467
		松上・第二松上		西新小岩2-1-6（松上小学校内）	03-3696-8609
		西新小岩あや第一		西新小岩4-21-12	03-5875-7678
		小松南らる		新小岩2-25-1（小松南小学校内）	03-3653-1478
		小松南らる第二		新小岩4-14-7-1F	03-3651-1122
		colors新小岩		新小岩2-3-11	03-5879-6023
		二上みらい（第一・第二）		東新小岩7-18-1（二上小学校内）	03-6657-7950

水元・金町・新宿・柴又・高砂・鎌倉・細田・亀有・小菅・白鳥地域の学童保育クラブについては、裏面をご参照ください。
申請受付日・時間、延長については下表をご参照ください。

	申請受付日・時間	延長について
公立	月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く） 10：00～18：00	—
私立	各私立学童保育クラブにお問い合わせください。	私立学童保育クラブはすべてのクラブで延長を実施しています。 延長時間は直接クラブへお問合せください。（基本時間以前・以後のお預りは原則別料金）

※学童保育クラブでの過ごし方のルール、一日の流れ等は、学童保育クラブによって異なりますので、ご了承のうえ申請してください。ご不明な点がある場合は、ご希望の学童保育クラブへお問い合わせください。

提出書類確認表

1 必ず提出していただくもの

(1) 入会申請書

(2) 監護が必要な状況を証明するもの

- ・父母1部ずつ提出してください。
- ・事実婚状態の方の分も必要です。
- ・父母が単身赴任している場合も必要です。
- ・父母がいない場合は祖父母など保護者にあたる方の分が必要です。

- 入会申請書、申立書、世帯状況確認書は原本をご提出ください。
- 勤務証明書、その他添付書類はコピーでも受付可能です。（発行日、有効期限等ご確認ください。）

			勤務（採用内定）証明書	※シフト表（直近3か月分）	就労状況申告書（自営用）	申立書	診断書又は各種手帳	在学証明書	時間割等
就労	外勤	固定	○						
		不規則	○	○					
	自営	固定			○				
		不規則		○	○				
就労以外	疾病・障害					○	○		
	介護・看護					○	○		
	通学					○		○	○

2 状況に応じて提出いただくもの（いずれか一つ）

ひとり親世帯	・ひとり親医療証 ・児童扶養手当証書 ・児童育成手当認定通知書 ・世帯全員の続柄の記載のある住民票の写しと世帯状況確認書
心身に障害等のあるお子さん	・愛の手帳 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・児童通所サービス受給者証（有効期限内） ・特別支援学校（学級）の在学証明書又は就学証明書 ・診断書の写し
医療的ケアを必要とするお子さん	・医療的ケア実施申請書及び医療的ケアの実施にかかる指示書

【注意点】

- 監護が必要な状況を証明する書類は、**申請日より3か月以内**に発行されたもの。
- 勤務（採用内定）証明書/就労状況申告書（自営用）は、**葛飾区作成の学童用の書式**。※保育園用・会社・その他の書式は不可。
- 住民票の写しは、**入会申請書の家族構成欄に記載された方全員の分**が必要。

勤務（採用内定）証明書/就労状況申告書（自営用）は、ホームページからもダウンロードできます。

（PDFタイプ、Excelタイプ）



▲区ホームページ